

新エネルギー基本計画の抜本的見直しを求める決議

2014年4月11日に閣議決定されたエネルギー基本計画は、原子力を「安全確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置付け、「(原子力規制委員会の)その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める」と明記した。一方、原発依存度については「可能な限り低減させる」と述べているが、その時期や水準は一切明らかにしていない。それどころか高温ガス炉など新世代原発の開発を推進する方針を打ち出しており、原発の新增設も視野に入れた計画となっている。これでは、依存度を低減どころか、際限なき原発依存の可能性さえ透けて見えるものである。新增設の想定など断じてあってはならない。

私たちは、福島原発事故によって、原発安全神話は崩壊し、原発は過酷事故を起こす可能性があるという教訓を得た。そうした教訓を踏まえた「安全確保」策は、事故を起こした日本に絶対的責任として課せられたものである。しかも、事故処理に天文学的費用を費やし、この先も全く予測が立っていない状況である。また、今後の廃炉には膨大な時間と費用が掛かることは明白である。原発が決して低廉でないことが明らかであるにもかかわらず、「重要なベースロード電源」との位置づけは、被災した人々を欺くものである。

「万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任をもって対処する」とするならば、福島原発事故によって原子力損害賠償制度の抜本的見直しは必須である。さらに、事業者が事故責任を負える保険の加入制度を新設すべきである。しかし、新エネルギー基本計画では「総合的に検討を進める」と述べるだけで、その時期や内容は明らかになっていない。それだけでも原発再稼働の前提を欠いていると言わざるを得ない。

さらに、莫大な費用を投じながら、すでに完全に破綻をしている核燃料サイクルを、推進することは、原発推進そのものである。

このように国民の議論を無視し、福島原発事故がなかったかのような基本計画を、我々は断じて認めることはできない。

私たちは住民の生命・財産を守り、地域の未来に責任を有する基礎自治体の首長として、今回のエネルギー基本計画を抜本的に見直し、原発を新增設しない方針を明記するよう強く求める。新たなエネルギー基本計画は《脱原子力基本計画》という位置づけを持ち、それを実行するために脱原子力基本法など原発ゼロ社会を実現する法制度をあわせて構築すべきである。

2014年4月26日
脱原発をめざす首長会議

「実効的な避難計画・態勢が確保されなければ原発再稼働せず」の確認を求める決議

政府の原子力規制委員会の田中俊一委員長は、再稼働と住民の避難などを盛った地域防災計画(避難計画)の策定との関連について「法的にはつながっていないが、実際問題として、必ず防災計画というのがきちっとして、地域の方が安心できるかが大きな条件になるでしょう」「私は車の両輪になるだろう(と考えている)」「(*)などと説明している。

規制委員会が決定した新しい原子力災害対策指針では、原発から30キロ圏内のUPZ(緊急時防護措置準備区域)にある135の自治体に避難計画などの策定を求めているが、いまだに4割の自治体が未策定の状態である。

また、私たち「脱原発をめざす首長会議」のメンバーとなっている自治体の状況を2014年3月時点で調べたところ、UPZ内の自治体で避難計画を策定していても「必ずしも有効とは言い切れない」と認識していることが分かった。さらに、避難民の受け入れを道府県によって指定されている自治体の「受け入れ計画」の立案状況は、様々な理由によって策定途中にある段階か未着手であることも判明した。

「安全確保」のためには、過酷事故に対応した実効性のある避難計画の策定と、綿密な避難訓練の実施が不可欠である。しかし、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域であるUPZ圏内の人口が数十万人に上る地域では、実効性のある避難計画の策定は根本的に無理であり、住民が避難できないような地帯の原発は速やかに廃炉すべきである。

一方、内閣府で原子力災害による自治体の避難計画の立案を支援している担当官は4月22日の国会エネルギー調査会(準備会)で、「受け入れ側の計画は把握していない」と言明した。避難計画と避難者の受け入れ計画がセットで立案されていなければ、住民の円滑な避難が実現できないのは自明の理である。にもかかわらず、政府の担当官が受け入れ側の対応について一切関知していないというのであれば、そもそも住民の安全を確保する気が本当にあるのかどうかを疑わざるをえない。

立地自治体だけでなく、UPZ内にある自治体、その避難民を受け入れる自治体の避難計画・態勢の状況を見捨て、再稼働の判断を下すことは絶対にあってはならない。

私たちは住民の生命・財産を守る責務を有する自治体の首長として、「原発再稼働に関係するすべての自治体の避難計画・受け入れ計画とその態勢の実効性が確認されない限りは再稼働を認めない」という政府の方針を明確にするよう強く求めるものである。

2014年4月26日

脱原発をめざす首長会議

*2012年10月24日の定例記者会見での発言

九州電力・川内原発の再稼働に反対する決議

原子力規制委員会は3月13日、鹿児島県にある九州電力・川内原発1、2号機の新規制基準への適合審査を優先的に進めることを決めた。安倍晋三首相は「規制基準に適合すると認められた原発は再稼働を進める」と明言しており、原発の運転再開を認める方針であり、今夏にも再稼働する見通しと報じられている。

しかし、そもそも新規制基準は、田中俊一原子力規制委員長が公言する「世界一厳しい基準」ではない。欧州加圧水型(EPR)の安全性対策である炉心溶融を貯留・冷却するコアキャッチャーや、航空機衝突に対しても頑健な原子炉格納容器など重要な設備が新規制基準には入っていない。

さらに新規制基準は津波と過酷事故対策に重点が置かれており、耐震面ではみるべき改善が図られていない。加えて、川内原発には火山リスクがあることが多くの専門家から指摘されている。鹿児島大学で火山地質学が専門の井村隆介准教授は、川内原発の周辺には巨大噴火の痕跡である大規模なカルデラが点在し、鹿児島湾北部の始良カルデラでは、3万年前の噴火で火砕流が川内原発まで到達していることを報告。また、毎日新聞が、国内17カ所の原発に対する火山の危険性について、全国の火山学者を対象にアンケートを実施し、回答者50人のうち、巨大噴火の被害を受けるリスクがある原発として川内原発を挙げた人が29人と最も多かった。

こうした様々な問題を踏まえ、熊本県の蒲島郁夫知事は3月18日の定例記者会見で、原発再稼働について「(原発が立地する)鹿児島県や佐賀県の問題ではなく、九州全域の人たちが安全性にとっても敏感になっている。安全性は国の責任において確保されるべきもので、国は丁寧な説明責任がある」と述べた。蒲島知事が指摘するように、熊本県では水俣市が鹿児島県出水市の避難者受け入れ先に指定されているなど、近隣県の自治体・住民にも大きく影響する問題となっている。

専門家が指摘する火山リスクを丁寧に検証せず、熊本県など関係する九州域内の自治体への丁寧な説明と合意がないままに政府が再稼働決定の判断を下すならば、それは住民の命よりも、電力会社の経営改善を重視したものと言わざるをえない。そのような決定には断固として反対することをここに表明する。

2014年4月26日
脱原発をめざす首長会議